

経済産業省関連説明資料

- ① 環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）における工業製品関税
（経済産業省関連分）に関する大筋合意結果・・・ 1
- ② TPP関連政策大綱について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

経済産業省

環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）における
工業製品関税（経済産業省関連分）に関する
大筋合意結果

平成27年10月
経済産業省

1

相手国及び我が国の工業製品関税
（経済産業省関連分）に関する
大筋合意結果の概要

2

相手国及び我が国の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率：(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- 関税撤廃率：(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率：(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- 関税撤廃率：(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

3

各国の工業製品関税 (経済産業省関連分)に関する 大筋合意結果の概要

4

米国(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート
有機化学品	即時撤廃	1%～6.5%, 0.5 cent/kg
インク	即時撤廃	1.8%～3.1%
シェービングジェル・フォーム	即時撤廃	4.9%
肌用の洗浄クリーム	即時撤廃	4%
プラスチック製品	即時撤廃	2.1%～6.5%
ゼラチンシート	5年目撤廃	2.8 cents/kg + 3.8%

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
化合繊維(繊維・糸)	即時撤廃、5年目撤廃、11年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	2.7%～13.2%
化合繊維物、綿織物	即時撤廃、5年目撤廃、13年目撤廃(発効時に50%カット)	3%～25%
毛織物	即時撤廃	2.7%～25%
じゅうたん	即時撤廃	2.7%～8%
衣類	即時撤廃～13年目撤廃(発効時に50%又は35%カットされるものあり)	0.5%～32%
タオルの一部(今治タオル等)	5年目撤廃	9.1% ⁵

米国(2)

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
フェロアロイ	即時撤廃	3.1%～5%
鉄鋼製フランジ	即時撤廃	3.2%～5.5%
ステンレス製キッチン用品	即時撤廃	2%～8.2%
鉄器の一部(南部鉄器等が該当)	5年目撤廃	5.3%
鉄鋼製のコイルバネ	5年目撤廃	3.9%

非鉄金属

品目	譲許内容	ベースレート
銅箔	即時撤廃	1%～3%
アルミ製品の大部分	即時撤廃	1.5%～6.5%
スポンジチタン	15年目撤廃	15%
チタン展伸材	10年目撤廃	5.5%～15%

6

米国(3)

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
蒸気タービン	即時撤廃	6.7%
エアコン	即時撤廃	1%～2.2%
金属加工用マシニングセンター	即時撤廃	3.3%～4.2%
旋盤(数値制御式)	即時撤廃	4.2%～4.4%
電動機・発電機	即時撤廃	2%～4.4%
ビデオカメラ	即時撤廃	2.1%
カラーテレビ	即時撤廃	3.9%～5%
ホーニング盤	5年目撤廃	4.4%
ハンマー	5年目撤廃	4.4%
ベアリング	12年目撤廃	2.4%～5.8%

7

米国(4)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車	15年目から削減開始(2.25%)、20年目で半減(1.25%)、22年目で0.5%まで削減、25年目で撤廃	2.5%
バス	10年目撤廃	2.0%
トラック	29年間関税維持の上で、30年目に撤廃	25%
キャブシャシ	15年目に削減開始(3.6%)、20年目に半減(2.0%)、22年目に0.8%、25年目に撤廃	4%

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート
700cc超二輪車 ※700cc以下は既に無税	4年間関税維持の上で、5年目に撤廃	2.4%

自転車

品目	譲許内容	ベースレート
自転車	即時撤廃	5.5%～11%

8

米国(5)

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート
バックミラー	即時撤廃	3.9%
自動車用の錠	即時撤廃	5.7%
1,000cc～2,000ccエンジン	即時撤廃	2.5%
エンジン関連部品	即時撤廃	2.5%
自動車用エアコン	即時撤廃	1.4%
電動軸(クランクシャフト)	即時撤廃	2.5%
ガスケット	即時撤廃	2.5%
ディストリビューター及びイグニッションコイル	即時撤廃	2.5%
ワイパー	即時撤廃	2.5%
シールドビームランプ	即時撤廃	2%
バンパー	即時撤廃	2.5%
シートベルト	即時撤廃	2.5%
ブレーキ	即時撤廃	2.5%

9

米国(6)

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート
ギアボックス	即時撤廃	2.5%
駆動軸	即時撤廃	2.5%
車輪	即時撤廃	2.5%
サスペンション	即時撤廃	2.5%
ラジエーター	即時撤廃	2.5%
マフラー	即時撤廃	2.5%
エアバック	即時撤廃	2.5%
2,000cc超エンジン	5年目撤廃	2.5%
車体	6年目撤廃	2.5%～4%
ステアリング	6年間関税維持の上で、7年目に撤廃	2.5%
タイヤ	10年目撤廃	3.4%～4%
ECU・センサー類	10年目撤廃	2.7%
電気自動車用リチウムイオン電池	15年目撤廃	3.4%

10

米国(7)

精密機器・楽器・光学機器等

品目	譲許内容	ベースレート
サングラス	即時撤廃	2%
腕時計	即時撤廃	40 cents each + 8.5% on the case + 14% on the strap, band or bracelet + 5.3% on the battery 等
楽器	即時撤廃	2.7%~8.7%
メガネフレーム	5年目撤廃	2.5%
光ファイバー	12年目撤廃	6.7%

その他

品目	譲許内容	ベースレート
テニスラケット	即時撤廃	3.9%~5.3%
釣り道具	即時撤廃	3.7%~9%
ゴルフクラブ	即時撤廃	4.4%
ボールペン	即時撤廃	0.8 cents each + 5.4%
陶磁器	即時撤廃、10年目撤廃	0.7%~28% 11

カナダ(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート
有機化学品	即時撤廃	2%~8%
化粧品	即時撤廃	6.5%
シャンプー	即時撤廃	6.5%
せっけん・洗剤	即時撤廃	2.5%~6.5%
プラスチック製品	即時撤廃	3%~6.5%
硬質ゴム	6年目撤廃	6.5%

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維及び製品(糸、テキスタイル)の一部	即時撤廃	4.5%~14%
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	17%
衣類の一部	即時撤廃、4年目撤廃	6%~18%
じゅうたんの一部	6年目撤廃	6.5%~14% 12

カナダ(2)

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
湯沸器	即時撤廃	6.5%
エアコン	即時撤廃	6%
旋盤(数値制御式)	即時撤廃	6%
ベアリング	即時撤廃	5.5%~6%
電動機・発電機	即時撤廃	2%~9.5%
カラーテレビ	即時撤廃	3.5%~5.5%

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
鉄鋼製品	即時撤廃	2%~8%
ナット	即時撤廃	6.5%
リベット	即時撤廃	6.5%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	6.5%

13

カナダ(3)

精密機械

品目	譲許内容	ベースレート
光ファイバー	即時撤廃	5%
レンズ	即時撤廃	3.5%
メガネフレーム	即時撤廃	2.5%
映写機	即時撤廃	6%
潜望鏡	即時撤廃	5%
水準器	即時撤廃	2.5%
マイクロメーター	即時撤廃	4%
ストロボスコープ	即時撤廃	3.5%
サーモスタット	即時撤廃	5%
腕時計	即時撤廃	5%
楽器	即時撤廃	3%~7%

14

カナダ(4)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車	発効時に5.5%、2年目に5%、3年目に2.5%、4年目に2%となり、5年目に撤廃	6.1%
バス	11年目撤廃	6.1%
大型ガソリントラック	6年目撤廃	6.1%
トラック(上記以外)	11年目撤廃	6.1%

自動車部品①

品目	譲許内容	ベースレート
自動車に使用する種類の錠	即時撤廃	6%
エンジン関連製品	即時撤廃	2.5%~6%
自動車用エアコン	即時撤廃	6%
電気自動車用蓄電池	即時撤廃	7%
ディストリビューター及びイグニッションコイル	即時撤廃	6%
ワイパー	即時撤廃	6%
モニター	即時撤廃	3.5%~6%

15

カナダ(5)

自動車部品②

品目	譲許内容	ベースレート
シールドビームランプ	即時撤廃	2%~6%
車体	即時撤廃	6%
バンパー	即時撤廃	6%
シートベルト	即時撤廃	6%
ブレーキ	即時撤廃	6%
ギアボックス	即時撤廃	6%
駆動軸	即時撤廃	6%
車輪	即時撤廃	6%
サスペンション	即時撤廃	6%
ラジエーター	即時撤廃	6%
マフラー	即時撤廃	6%
ステアリング	即時撤廃	6%
エアバッグ	即時撤廃	6%
タイヤ	4年目撤廃	7%

16

カナダ(6)

その他

品目	譲許内容	ベースレート
陶磁器	即時撤廃	4.5%～7%
ボールペン	即時撤廃	7%
フェルトペン・マーカー	即時撤廃	7%
リボン	即時撤廃	8.5%～15.5%
ゴルフクラブ	即時撤廃	7.5%
ボール	即時撤廃	8%
シャープペンシル	即時撤廃	7%
鉛筆のしん	即時撤廃	6%
腰掛け	6年目撤廃	8%～15.5%
寝具	6年目撤廃	9.5%～15.5%

17

ニュージーランド(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート
黒色インキ	即時撤廃	5%
ゴム製品	即時撤廃	5%
プラスチック製品の一部	5～7年目撤廃	5%～10%
カラーインキ	7年目撤廃	5%

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート
エアコン	即時撤廃	5%
瞬間ガス湯沸器	即時撤廃	5%
フォークリフト	即時撤廃	5%
ブルドーザー	即時撤廃	5%
ショベルカー	即時撤廃	5%
マシニングセンター	即時撤廃	5%
ニッケル・カドミウム蓄電池	7年目撤廃	5%

18

ニュージーランド(2)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート
紡織用繊維の織物類(プラスチックを染み込ませたもの)	即時撤廃、5年目撤廃	5%
不織布(化合織)	5～7年目撤廃	5%
ひも、綱	5～7年目撤廃	5%

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート
めっき鋼板	即時撤廃	5%
冷延鋼板の一部	即時撤廃	5%
鉄器の一部(南部鉄器等)	即時撤廃	5%
くぎの一部	5年目撤廃	5%
鉄製ケーブル	5～7年目撤廃	5%

19

ニュージーランド(3)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート
乗用車 (キャンピングカー、救急車の一部)	即時撤廃	10%
バス	即時撤廃	5%
トラック(一部)	即時撤廃	5%

(※上記以外の乗用車、トラックは無税)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート
タイヤ	即時撤廃	5%
エンジン	即時撤廃	5%
点火プラグ	即時撤廃	5%
車体	即時撤廃	10%
駆動軸	即時撤廃	5%
ラジエーター	7年目撤廃	5%

その他

品目	譲許内容	ベースレート
陶磁器	即時撤廃、7年目撤廃	5%
メガネフレーム	即時撤廃	5%

20

豪州

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
プラスチック製の板、フィルム(プロピレンの重合体製)	即時撤廃	5%	2018年4月撤廃
ポリカーボネート	即時撤廃	5%	2018年4月撤廃

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2015年1月発効)
男子用スーツ、ジャケット等の大部分	3、4年目撤廃	10%	2021年4月までに撤廃
じゅうたん	4年目撤廃	5%	2021年4月撤廃

21

マレーシア

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月発効/ 2009年2月発効)
乗用車	3～13年目撤廃	10%～35%	撤廃済／一部撤廃済

※日マレーシアEPAにおける乗用車の原産地規則は控除方式による付加価値基準60%。

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2006年7月発効/ 2009年2月発効)
熱延鋼板の大部分	8、11年目撤廃	25%	関税削減／関税削減

22

メキシコ

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
乗用車	即時撤廃	15%～30%	撤廃済
バス	11年目にかけて関税削減(ベースレート75%分)	15%～30%	除外
小型トラック	即時撤廃	15%～30%	撤廃済
中・大型トラック	11年目にかけて関税削減(ベースレート75%分)	30%	除外
中古車	発効時に関税削減(ベースレート5%分)	50%	除外

※日メキシコEPAにおける自動車の原産地規則は関税分類変更基準及び控除方式による付加価値基準65%の併課制。

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2005年4月発効)
エンジン部品	即時撤廃	5%	撤廃済
ギアボックス、車体の部分品	即時撤廃	5%	撤廃済
バンパーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ブレーキの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済
ショックアブソーバーの一部	5年目撤廃	5%	撤廃済

※日メキシコEPAにおける自動車部品の原産地規則は関税分類変更基準と控除方式による付加価値基準65%の併課制等。

ペルー(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
医療用品の一部	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
化粧品	6年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
インク	11年目撤廃	9%	2021年4月撤廃

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
電動カミソリ	即時撤廃	9%	2021年4月撤廃
冷凍冷蔵庫	11年目撤廃	9%	2021年4月撤廃

ペルー(2)

自動車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
乗用車 (1,500cc以下、1,500cc超の一部)	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2012年3月発効)
点火プラグ	即時撤廃	9%	2021年4月に撤廃
自動車用ラジオ	即時撤廃	9%	2021年4月までに撤廃
鉄製バネ	6年目撤廃	9%	2020年4月に撤廃
ガスケット	6年目撤廃	9%	2017年4月に撤廃
強化ガラス	11年目撤廃	9%	2021年4月までに撤廃

25

ベトナム(1)

化学

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
着色料、インキ	即時撤廃	3%~24%	2024年4月までに撤廃
接着剤	即時撤廃	5%~14%	2019年4月撤廃、関税維持
石鹼、界面活性剤	4年目撤廃	3%~30%	2024年4月までに撤廃
硬質ゴム	4年目撤廃	10%	2019年4月撤廃

家電、産業用機械

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
ロードローラー	即時撤廃	5%	2019年4月撤廃
ベアリング	即時撤廃	3%	2019年4月までに撤廃
気体ポンプ、真空ポンプ	3、4年目撤廃	5%~31%	2024年4月までに撤廃
エアコン	4年目撤廃	17%~25%	2019年4月撤廃
リチウム電池	4年目撤廃	24%	2024年4月撤廃
オーブン	4年目撤廃	20%~31%	2024年4月撤廃

26

ベトナム(2)

繊維・繊維製品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
綿糸及び綿織物	即時撤廃	5%～12%	2019年4月までに撤廃、関税削減
化合繊(繊維・糸織物)	即時撤廃	5%～12%	2025年4月までに撤廃、関税削減
衣類	即時撤廃	5%～20%	2019年4月撤廃
タオルの一部(今治タオル等)	即時撤廃	12%	2019年4月撤廃

鉄鋼

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
鉄線、ケーブル	即時撤廃	3%～5%	2019年4月までに撤廃
鉄鋼製ねじ、くぎ	4、8年目撤廃	10%～20%	2024年4月までに撤廃
冷延・めっき鋼板	4、11年目撤廃	5%～15%	2024年4月までに撤廃、関税削減 (※15年目にベースレートを10%から5%) 等
鉄器の一部(南部鉄器等)	4年目撤廃	30%	2019年4月撤廃

27

ベトナム(3)

自動車

品目		譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
乗用車	3000cc超乗用車	10年目撤廃 (非線形)	77%、80%	再協議
	3000cc以下乗用車	13年目撤廃 (非線形)	77%～83%	再協議、除外
	救急車	12年目撤廃	10%	除外
バス	空港バス	12年目撤廃	5%	関税維持
	その他バス	13年目撤廃 (非線形)	83%	除外
トラック		12、13年目撤廃 (非線形)	10%～80%	関税削減(ダンプ小型) ※16年目に基準税率を60-80%から50% 関税維持(ダンプ大型) 除外 等

28

ベトナム(4)

自動車部品

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
大型エンジンの一部	即時撤廃	3%	関税維持、2019年4月撤廃
エアコン部分品	即時撤廃	3%	撤廃済
タイヤ	4～11年目撤廃	5%～37%	2024年4月までに撤廃、除外
ギアボックス	6、11年目撤廃	3%～27%	2019年4月までに撤廃、除外 等
駆動軸	6、11年目撤廃	3%～27%	2024年4月までに撤廃、除外 等
サスペンション	6、11年目撤廃	3%～22%	2019年4月撤廃、除外 等
クラッチ及びその部分品	6、11年目撤廃	3%～27%	2024年4月までに撤廃、除外 等
車体	11年目撤廃	30%	除外

二輪車

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
二輪車	8年目撤廃	77%～85%	関税削減 ※16年目にベースレートを90%から50%に削減
二輪車の部分品 (ブレーキ、サドル等)	8年目撤廃	33%～45%	2019年4月撤廃、関税維持

29

ベトナム(5)

その他

品目	譲許内容	ベースレート	既存EPA (2009年10月発効)
陶磁器	4年目撤廃	35%～40%	2019年4月撤廃
メガネフレーム	即時撤廃	10%	2019年4月撤廃

30

我が国の工業製品関税 (経済産業省関連分)に関する 大筋合意結果の概要

31

我が国の工業製品関税に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注: 有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0～7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6～6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8～16% 1次17.3%～24% 2次30%又は4,300円/足高い方等
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5～30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地: 1.9～14.2%、 衣類: 4.4～13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維製オーバーコート等)	7.4～12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅: 3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛: 4.3円/kg等 鉛: 2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ: 2.5%～6.3% ニッケル: 3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

中堅・中小企業をはじめとする産業界への情報の提供

○ J E T R O、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等が協力した全国各地での説明会の開催や T P P 情報のポータルサイトの設置、T P P を活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。

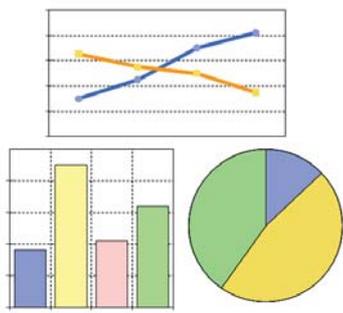
基礎的情報提供



経済連携協定(EPA)になじみのない事業者等に対して情報提供を行う。

● 説明会の開催
● ポータルサイトの設置 等

活用フェーズの情報提供



TPPを活用しようとする事業者に対して、具体的ビジネス展開や関税メリットについての情報提供を行う。

● TPPを活用したビジネス展開の手引き書の作成 等

原産地規則に係る情報提供・証明書作成支援



TPPを利用して輸出する中堅・中小企業等に対し、原産地証明書の作成を支援する。

● 説明会の開催
● ガイドラインの整備 等

中堅・中小企業のための相談体制の整備

○ T P P の内容や活用方策に関する相談窓口を整備するとともに、各地の支援機関との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。

相談窓口の設置・連携

- T P P の内容や活用方法（原産地規則に関する内容を含む）に関する相談に対応。
- 各地の支援機関と連携を図り、全国の中堅・中小企業に対してきめ細かに相談に応じる体制を整備。

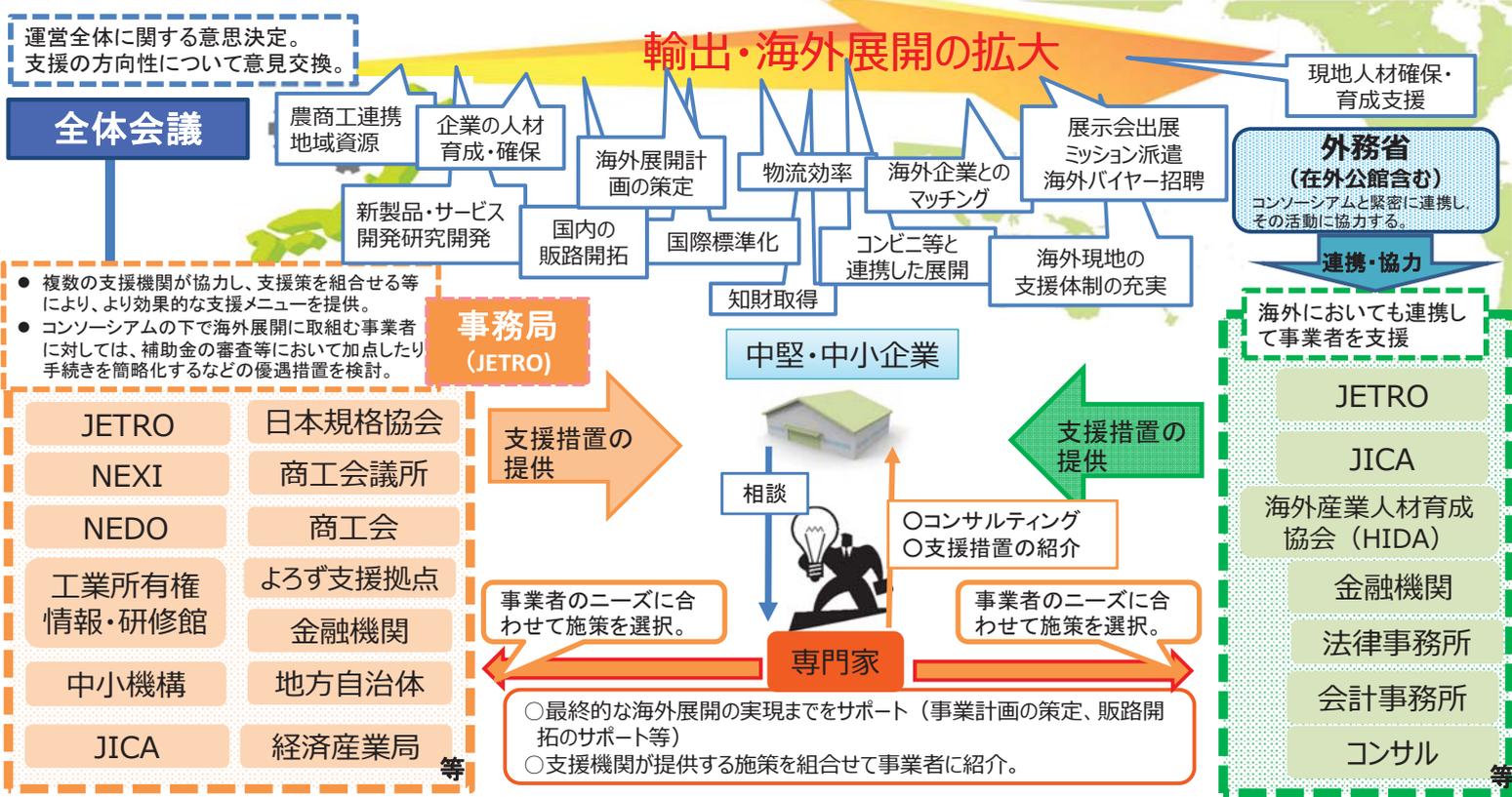


○ 税関でも体制を整備し、原産地規則に関する輸出入者からの照会に迅速・適切に対応。

新輸出大国コンソーシアム

○JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。

○海外展開を図る中堅・中小企業に対して、専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで、様々な段階に応じて、場合によっては、複数の機関が連携して単一の支援機関では提供できないような支援策を提供するなど、総合的な支援を可能とする体制を構築する。



TPP原産地証明制度普及・啓発事業

事業の内容
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国がこれまで締結したEPAにおいては、特惠税率の申請を行う際に必要となる原産地証明について、指定発給機関（日本では日本商工会議所を指定）が原産地証明書を発給する「第三者証明制度」が採用されてきましたが、TPP協定においては、事業者自らが輸出産品の原産性を確認して原産地証明書を作成する「自己証明制度」が採用されます。 ● 現在、我が国の貿易総額の約3割(約45.3兆円)を占めているTPP加盟国への輸出が容易になるよう、発効までに、輸出者及び将来の輸出可能性のある事業者に向けて、自己証明制度に関する普及啓発を行います。 ● 具体的には、原産地証明書を作成するに当たって必須となる原産地規則に係る理解を深める機会を、TPPによって海外に販路を拡大しようとする中小事業者等に対しきめ細かく提供するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①ガイドライン・マニュアルの作成及び関連教材の整備 ②事業者向けセミナー及び専門家育成研修の実施 ③相談窓口等の設置 等の情報提供・相談体制を構築します。 <p>成果目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ● TPP発効に先立ち、原産地規則・証明制度に関する情報提供・相談体制を構築し、自己証明制度の利用者を増やします。 ● 相談窓口利用者及びセミナー参加者の満足度100%を目指します。 <p>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</p> <p>国 → 委託 → 民間団体等</p>

事業イメージ	
<p>輸出者等</p> <p>事業者が証明書を適切に作成できる支援ツールを提供</p> <p>事業者に対するきめ細かな普及啓発と専門家の育成を実施</p> <p>個別相談にも全都道府県で対応</p> <p>TPP 特惠税率での輸出</p>	<p>民間団体等</p> <p>①ガイドライン・マニュアルの作成及び関連教材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既存のEPAを使用している事業者等と交え、ユーザーに分かり易い解説書（原産地規則に関するガイドライン・原産地証明書作成マニュアル）等を作成。 ● 必要な情報を入力することで原産地証明書が作成できる支援ソフトを構築。 <p>②事業者向けセミナー及び専門家育成研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原産地規則・証明制度について、輸出者及び輸出者となる可能性のある中小企業等も含め、きめ細かな対応を行うため、小規模セミナーを全国各地で実施。 ● 事業者がTPPの原産地規則・証明制度について相談できる専門家を育成。 <p>③相談窓口等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国主要都市に常設相談窓口を設置。 ● 常設相談窓口の設置のない都市にはTV会議システムを設置することで相談できる体制を整備。